

審 査 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の14第3項
処 分 の 概 要 : 年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第3項 (猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第3項 ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条 (届出及び申請の手続) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第22条 (講習修了証明書の書換え又は再交付の申請) ・ 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第82条 (年少射撃資格講習修了証明書の書換え又は再交付の申請)
<p>審 査 基 準 :</p> <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%;"></div>
<p>標 準 処 理 期 間 : 3日 (書換えにあつては1日)</p>
<p>申 請 先 : 所轄警察署生活安全課 (係)</p>
<p>問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)</p>
<p>備 考 :</p>